

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月4日 12時30分ごろ
発生場所	広島県呉市 ^{おおききしも} 大崎下島北西方沖 豊島港 ^{とよ} 小野浦防波堤灯台から真方位050° 1,750m付近 (概位 北緯34° 11.1′ 東経132° 48.9′)
事故の概要	引船 ^{ゆうしやう} 佑祥丸と引船 ^{おおよす} 第二大安丸は、はしけ ^{たい} T-90をえい航して北東進中、第二大安丸とT-90とが衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 佑祥丸、7.3トン 270-48653 広島、株式会社寺岡 B 引船 第二大安丸、5トン未満（長さ9.50m） 292-41330 広島、株式会社寺岡 C はしけ T-90、総トン数不詳（全長60.0m） なし、株式会社寺岡
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B 操舵室右舷側に圧壊 C なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員1人を乗せ、また、B船は、船長Bが1人で乗り組み、作業員1人を乗せ、長さ約14mのえい航索でC船をえい航するA船を補助する目的で、B船の左舷側とA船を2本のロープで繋いで横抱き状態とし、共に約4ノットの対地速度で手動操舵により北東進していた。 船長Aは、目的地が近くなってきたので、船長BにA船とB船を繋いだロープを放すように合図を行った。 船長Bは、トランシーバーでA船及びB船の作業員にA船とB船を繋いだロープを放すよう指示したところ、B船の作業員がB船の船首側のロープを放したのを認めた。 B船は、作業員2人がB船の船尾側のロープを放せないでいる中、A船との間を流れる水流により船首が右方に振れる状況となり、船長Bが、左舵を取って原針路に戻すことに意識を向けていたところ、右

	<p>舷方至近に迫ったC船を認めたもののどうすることもできず、船長B及びB船の作業員が海中に飛び込んだ直後、B船の右舷中央部にC船の右舷船首部が衝突し、C船が乗り揚がって転覆した。</p> <p>船長A及び船長Bは、乗船者間でA船とB船を繋いだロープを放す際の手順を事前に共有しておらず、また、船長Bがロープを放す指示をした際、B船の船尾側のロープを先に放すよう伝えていなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、A船とB船を繋いだロープを放す前に速力を落とし、C船の行きあしを緩めておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び作業員Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>B船は、C船をえい航するA船を左舷横抱き状態として北東進中、乗船者間で作業手順が共有されていない中、船長Bが、A船及びB船の速力を維持したまま、作業員にA船とB船を繋いだロープを放すよう指示したことから、B船の作業員がB船の船首側のロープを先に放したことによりA船との間に流れ込んだ水流によりB船の船首が右方に振れる状況となり、前進行きあしのついたC船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、C船をえい航するA船を左舷横抱き状態として北東進中、乗船者間で作業手順が共有されていない中、船長Bが、A船及びB船の速力を維持したまま、作業員にA船とB船を繋いだロープを放すよう指示したため、B船の作業員がB船の船首側のロープを先に放したことによりA船との間に流れ込んだ水流によりB船の船首が右方に振れる状況となり、前進行きあしのついたC船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶をえい航中の引船の船長は、航行中に作業を行う場合、危険が生じることがないように、被えい航物件の行きあしを十分に緩めること。 ・船舶をえい航中の引船の船長は、乗船者間で作業手順や方法を事前に共有しておくとともに、作業員に対し、具体的な指示を行うこと。